

# 公益社団法人上越市有線放送電話協会役員報酬規程

## (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人上越市有線放送電話協会定款第21条の規定に基づき、理事および監事の報酬等に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

## (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める職務遂行の対価として受ける報酬及び退任慰労金であり、費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

## (役員報酬額の決定)

第3条 役員報酬の額は、理事会の提案に基づき、その総額を社員総会において決定する。

## (役員報酬の種類)

第4条 役員報酬は、月額基本報酬、年額基本報酬、役位手当とする。

- 2 月額基本報酬は、次のとおりとする。

理事長	社員総会において定める役員報酬額の総額の55%を12で除した額を上限とし、理事会において決定する。
-----	---

- 3 年額基本報酬は、次のとおりとする。

理事(理事長を除く)	年額90,000円
------------	-----------

監事	年額90,000円
----	-----------

- 4 役位手当は、次のとおりとする。

副理事長	年額30,000円
------	-----------

委員長	年額10,000円
-----	-----------

代表監事	年額10,000円
------	-----------

## (役員報酬の支給と控除)

第5条 月額基本報酬は暦月計算とし、職員給与の支給日に支給する。

- 2 年額基本報酬は当該年度12月末日までに支給する。

- 3 税金の控除は、報酬から控除して支給する。

- 4 月の途中で理事長に就任したとき、月額基本報酬は翌月から支給するものとする。また、年度の途中で役員を退任したとき、あるいは死亡したときは、報酬は月割計算により支給するものとする。

(退任慰労金の額の決定)

第6条 退任慰労金の額は、理事会の提案に基づき、その総額を社員総会において決定する。

(退任慰労金の支給)

第7条 退任慰労金は、役員として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

(退任慰労金の支給基準)

第8条 退任慰労金の支給基準は次のとおりとする。

1. 就任一期で退任する役員には退任時の年額基本報酬額と役員手当額の合計の50%を支給する。
2. 就任二期で退任する役員には退任時の年額基本報酬額と役員手当額の合計の75%を支給する。
3. 就任三期以上で退任する役員には退任時の年額基本報酬額と役員手当額の合計の満額を支給する。
4. 理事長が退任する場合は、退任時の月額基本報酬額に理事長就任期を乗じた額と、理事長就任期外について前項に準じて計算した額の合計を支給する。
5. 任期中に退任する場合や上記項目に該当しない場合については理事会で協議の上で額を決定する。

(費用の額の決定)

第9条 費用弁償の額は、理事会の提案に基づき、社員総会において決定する。

(費用の支給)

第10条 役員がその職務執行のため会議の招集に応じて出席したときは、費用弁償として1回につき3,500円を支給する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

(その他)

第12条 本規程に定めのない事項については、理事会において協議し、決定するものとする。

附則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

平成23年4月26日

- 2 平成31年4月1日改定(第4条第2項)